

果樹産業等構造回復緊急支援事業実施要領

平成21年5月29日
21生産第1161号
農林水産省生産局長

第1 共通事項

果実等生産出荷安定対策実施要綱（平成13年4月11日付け12生産第2774号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第4の4による特認事業に係る事業の実施計画等については、第2に掲げる事業ごとに作成等を行うこととする。

第2 事業別事項

- 1 国産果実加工需給安定化緊急支援対策事業（別記1）
- 2 果樹産地高度化緊急支援対策事業（別記2）

第3 その他

この通知に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、農林水産省生産局長と果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号。以下「果振法」という。）第4条の4の規定に基づき指定された財団法人中央果実生産出荷安定基金協会（以下「指定法人」という。）で協議を行い、別に定めるところによることとする。

(別記 1)

国産果実加工需給安定化緊急支援対策事業

第 1 趣旨

我が国の果樹農業は、生食用を前提とした高品質果実の生産に特化しており、加工原料用には生食用に生産されたものの一部が利用されている。また、加工用果実の供給量は、生果市況の影響等により大きく変動し、このことが我が国の果実加工品の安定的な需要拡大の妨げとなっている。

このため、加工用果実の生産者と加工品製造業者との長期契約（契約期間が 2 年以上のもので、契約期間中の各年において契約数量の定めがあり、かつ、21 年産の契約数量が原則として 30 トン以上のものに限る。以下同じ。）の促進等を通じて、国産果実を原料とした果実加工品の安定供給体制を緊急に整備する。

第 2 事業の内容

指定法人は、果振法第 4 条の 4 第 2 号に規定する都道府県法人又は県法人が設定されていない都道府県にあつては、原則として要綱第 3 の 2 に定める都道府県の区域を区分とする農業協同組合連合会等、指定法人が適当と認める団体（以下「県法人等」という。）を通じて、以下の取組について助成することとする。

1 事業実施主体が加工用果実生産者に対して、長期契約出荷を促進する経費（以下「長期契約出荷促進費」という。）を交付する取組。

ただし、この場合、第 3 に定める事業実施主体は、原料用果実価格、独自の出荷奨励金等を含め、生産者の 1 k g 当たりの収入が前年産より上回るように努めることとする。

2 事業実施主体が長期契約先との合意により行う以下の取組。

- (1) 表年・裏年を見通した原料供給構造の調査・分析及び産地指導。
- (2) 加工原料用を想定した実証ほの設置に基づく大幅な生産コスト低減を目指した栽培手法の検討・実証及び栽培マニュアル等の作成。
- (3) 果実加工品の製造コストを削減するための設備の最適化等の検討及び報告書の作成。
- (4) 果実加工品の需要調査・分析及びこれらを踏まえた国産果実を原料とした果実加工品の販売戦略の検討並びに当該果実加工品の販売促進活動の実施。
- (5) その他、果実加工品の安定供給のための取組の実施。

第3 事業実施主体

本事業の実施主体は、原則として加工品製造業者とする。

ただし、加工品製造業者が県外に存在するなどにより全部又は一部について加工用果実の生産出荷団体等が事業実施主体となる方が事業を効率的に実施できる場合等は、加工品製造業者との調整の上で、生産出荷団体等が事業実施主体となることができる。

第4 事業実施期間

本事業の事業実施期間は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。ただし、長期契約に基づく、出荷量の確認及び長期契約出荷促進費の交付が平成22年3月31日までに完了しないものは、当該作業が終了するまでとする。

第5 採択要件

本事業の採択に当たっては、次に掲げる要件をすべて満たすこととする。

- 1 事業実施主体が国産原料用果実の長期契約を締結し、当該契約に基づき平成21年産果実を確保、又は出荷することが確実であると見込まれること。

なお、21年産の長期契約数量については、30トン以上が必要であるが、生産出荷団体等が事業実施主体になる場合は、当該長期契約先の加工品製造業者が長期契約を結んでいる他の生産出荷団体等の契約数量も含めることができることとする。

- 2 本事業に係る受益農家が5戸以上であること。
- 3 事業実施及び会計手続きを適正かつ効率的に行い得る体制を有していること。

第6 補助対象となる経費、補助率及び事業実施に当たっての留意事項

- 1 本事業の補助対象となる経費は、①加工用果実生産者に対して交付する長期契約出荷促進費、②検討委員会の開催、表年・裏年を見通した原料供給構造の調査・分析及び産地指導、栽培手法の検討・実証及び栽培マニュアル等の作成、経営分析、果実加工品の需要調査・分析並びに販売促進活動等に要する経費とする。

- 2 補助率は定額とする。

ただし、平成21年産の長期契約数量に1kg当たり3円を乗じた額と、事業実

施主体が確保又は出荷した平成21年産の数量に1kg当たり3円を乗じた額のいずれか低い方を上限とする。

3 事業実施主体は、必要に応じ事業の一部を委託することができる。

第7 補助金の交付手続等

1 事業実施計画の承認等

- (1) 事業実施主体は、別紙様式1-1号により、事業の内容、経費の配分、事業完了予定年月日、収支予算及びその他事業の実施に必要な事項を記載した事業実施計画を作成の上、地方農政局長（北海道にあつては生産局長、沖縄にあつては内閣府沖縄総合事務局長とする。以下「地方農政局長等」という。）に提出し、承認を受けることとする。
- (2) 地方農政局長等は、(1)により提出された事業実施計画が妥当であると認めた場合には、事業実施主体に承認の通知を行うとともに、承認した事業実施計画書の写しを指定法人に通知することとする。
- (3) 指定法人は、(2)により通知された事業実施計画書の写しを、該当する県法人等に通知することとする。
- (4) 事業実施計画の承認後、以下に掲げる重要な変更を行う場合は、(1)から(3)に準じて変更手続を行うこととする。
 - ① 事業を中止又は廃止。
 - ② 事業実施主体ごとの補助金の増額又は30%を超える減額。

2 補助金の交付手続

- (1) 事業実施主体は、1の(2)による事業実施計画の承認の後、別紙様式1-2号により補助金の交付に係る申請書を作成し、県法人等に提出することとする。
- (2) 県法人等は、(1)により提出があつた補助金の交付申請を取りまとめ、指定法人に対して補助金の交付を申請することとする。
- (3) 指定法人は、(2)により補助金の交付申請があつた場合には、1により承認された事業実施計画と照合の上、速やかに補助金の交付額を決定し、該当する県法人等に通知を行うこととする。
- (4) 県法人等は、(3)により補助金の交付決定があつた場合には、速やかに事業実施主体に対して補助金の交付決定通知を行うこととする。

なお、事業の着手は、原則として補助金の交付決定に基づき行うこととする。

ただし、第2の2の内容については、地方農政局長等による事業実施計画の承認を受けた後、事業の効率的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により交付決定前に着手することができることとする。この場合において、事業実施主体は交付決定までのあらゆる損失等(天災地変の事由によるもの、交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合等)は自らの責任であることを了知の上で行うこととする。

(5) (3) 及び(4)の補助金の交付決定を行った後、以下に掲げる変更が生じたときには、(1)から(4)に準じて変更手続きを行うこととする。

① 事業の中止又は廃止。

② 事業実施主体ごとの補助金の増額又は30%を超える減額。

(6) 事業実施主体は、事業完了後、速やかに別紙様式1-3号により事業実施状況報告書を作成し、地方農政局長等に提出することとする。

(7) 地方農政局長等は(6)により事業実施状況報告書の提出があった場合には、内容を確認した上で、当該報告書の写しを指定法人に通知することとする。

(8) 指定法人は、(7)により通知された事業実施状況報告書の写しを、該当する県法人等に通知することとする。

(9) 事業実施主体は、(6)の事業実施状況報告書の提出後に県法人等に別紙様式1-4号により作成した補助金実績報告兼精算支払請求書を提出することとする。

(10) 県法人等は、(9)により事業実施主体から提出があった補助金実績報告兼精算支払請求書を取りまとめ、指定法人に提出することとする。

(11) 指定法人は、(10)により補助金実績報告兼精算支払請求書の提出があった場合には、(7)により通知された事業実施状況報告書と照合の上、速やかに補助金の額を確定し県法人等に通知するとともに、当該補助金の支払いを行うこととする。

(12) 県法人等は、(11)により補助金の額の確定通知を受けた場合には、速やかに事業実施主体に対して補助金の額の確定通知を行うとともに、指定法人から支払われた補助金を事業実施主体に支払うこととする。

(別紙様式1-1号)

国産果実加工需給安定化緊急支援対策事業実施計画(変更)承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長^{※1} 殿

(住 所)
(事業実施主体名)
(代表者氏名)

印

果樹産業等構造回復緊急支援事業実施要領(平成21年5月29日付け21生産第1611号生産局長通知)別記1の第7の1の(1)^{※2}に基づき、別添のとおり事業実施計画の(変更)承認を申請します。

※1 北海道にあつては農林水産省生産局長あて、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長あてとする。

※2 変更の場合は、第7の1の(1)を第7の1の(4)とする。

(別添)

国産果実加工需給安定化緊急支援対策事業実施計画（実施状況報告）

事業実施主体名
担当者氏名
電話番号
FAX
メールアドレス

1 総括表

事業内容	事業費	負担区分			備考
		補助金 (指定法人分)	自己負担	その他	
	円	円	円	円	

- 注：1 補助金の欄の金額については、平成21年産の長期契約数量に1kg当たり3円を乗じた額と、事業実施主体が確保又は出荷した平成21年産の数量に1kg当たり3円を乗じた額のいずれか低い方を上限とする。
- 2 実施要領別記1の第2の2の取組を実施する場合には、備考欄に仕入れに係る消費税等相当額について、減額した場合には「除税額〇〇円、うち補助金〇〇円」、同額がない場合には「該当なし」、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。
- 3 実施状況報告に当たっては、実施計画と金額・数量等が変わる場合は、計画を上段に括弧書きで、実績を下段に記入する。

2 長期取引計画（実績）

加工用 果実名	用途	対象取 引期間	長期契約出荷量(kg)			長期契約 の相手先	関 係 農家数
			20年度	21年度	22年度		

注：実施状況報告に当たっては、実施計画と数量等が変わる場合は、計画を上段に括弧書きで、実績を下段に記入する。

3 事業の内容

(1) 生産者に対する長期契約出荷促進費の交付

加工用果実名	原料価格 ①	その他奨励金等②	交付単価 ③	農家収入 ①+②+③	21年産長期契約出荷量 ④	交付総額 ③×④
	円/kg ()	円/kg ()	円/kg	円/kg ()	kg	円

注：1 括弧書きには、前年産の価格等を記入する。

2 実施状況報告に当たっては、実施計画と金額・数量等が変わる場合は、計画を上段に括弧書きで、実績を下段に記入する。

(2) 長期契約先との合意に基づく取組

① 検討会

検討会	開催時期	検討項目及び内容	参集者の構成及び人数	備考
	年 月 日		人	

注：1 調査時期の欄は、日程が具体的に決まっていない場合は、〇月〇旬と記入する。

2 実施状況報告に当たっては、実施計画と数量等が変わる場合は、計画を上段に括弧書きで、実績を下段に記入する。

② 現地調査

調査時期	調査場所 (調査品目)	調査人数	調査事項	調査方法	備考
年 月 日		人			

注：1 調査時期の欄は、日程が具体的に決まっていない場合は、〇月〇旬と記入する。

2 実施状況報告に当たっては、実施計画と数量等が変わる場合は、計画を上段に括弧書きで、実績を下段に記入する。

③ 産地指導

産地指導時期	品目	指導者数	農家数	指導内容	備考
年 月 ～ 年 月		人	人		

注：実施状況報告に当たっては、実施計画と数量等が変わる場合は、計画を上段に括弧書きで、実績を下段に記入する。

④ 栽培技術の実証

実証時期	実施場所	実証課題	実証内容	備考
年 月 ～ 年 月				

注：実施状況報告に当たっては、実施計画と数量等が変わる場合は、計画を上段に括弧書きで、実績を下段に記入する。

⑤ 製造設備の最適化調査

調査時期	調査場所 (調査品目)	調査人数	調査事項	調査方法	備考
年 月 日		人			

注：1 調査時期の欄は、日程が具体的に決まっていない場合は、〇月〇旬と記入する。
2 実施状況報告に当たっては、実施計画と数量等が変わる場合は、計画を上段に括弧書きで、実績を下段に記入する。

⑥ 果実加工品の需要調査

調査時期	調査場所 (調査品目)	調査人数	調査事項	調査方法	備考
年 月 日		人			

注：1 調査時期の欄は、日程が具体的に決まっていない場合は、〇月〇旬と記入する。
2 実施状況報告に当たっては、実施計画と数量等が変わる場合は、計画を上段に括弧書きで、実績を下段に記入する。

⑦ 果実加工品の販売促進活動

実施場所	回数	人数	内容	備考
	回	人		

注：実施状況報告に当たっては、実施計画と数量等が変わる場合は、計画を上段に括弧書きで、実績を下段に記入する。

⑧ 報告書等の作成及び配布等

報告書等の名称	内容等	作成部数等	備考
		部	

注：実施状況報告に当たっては、実施計画と数量等が変わる場合は、計画を上段に括弧書きで、実績を下段に記入する。

4 経費の配分及び負担区分

事業に要する（又は要した）経費	負担区分			摘要
	補助金 (指定法人分)	自己負担	その他	
円	円	円	円	

注：負担区分のその他の欄は、摘要にその内訳を記入する。

5 事業完了予定年月日（又は完了年月日） 平成 年 月 日

6 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区分	本年度予算額(又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比較増減		備考
			増	減	
補助金 自己負担金 その他	円	円	円	円	
計					

注：区分の欄のその他は、備考にその内訳を記入する。

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精 算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
補助金 自己負担金 その他	円	円	円	円	
計					

(添付書類)

事業実施計画には以下の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)及び(8)、事業実施状況報告書には(6)、(7)及び(8)を添付する。

- (1) 定款
- (2) 業務概要
- (3) 長期契約書の写し
- (4) 長期契約取引と本事業との関係整理表(別紙1)
- (5) 実施要領別記1の第2の2の取組を実施する場合は合意書の写し(参考様式:別紙2)
- (6) 出荷伝票等の長期契約に基づく出荷実績が確認できる書類
- (7) 領収書の写し
- (8) その他、地方農政局長等が必要と認める書類

(別紙様式 1 - 2 号)

国産果実加工需給安定化緊急支援対策事業補助金 (変更) 交付申請書

番 号
年 月 日

県法人等理事長 殿

(住 所)
(事業実施主体名)
(代表者氏名)

印

果樹産業等構造回復緊急支援事業実施要領 (平成 21 年 5 月 29 日付け 21 生産第 1611 号生産局長通知) 別記 1 の第 7 の 2 の (1) ※に基づき、下記のとおり補助金の (変更) 交付を申請します。

記

1 補助金交付申請額

円

2 補助金交付申請額内訳

事業内容	事業費	補助金交付額	摘要
	円	円	
計			

(注) 別添として事業実施計画書を添付する。ただし、承認された内容から変更がない場合は事業実施計画書の添付は不要。

※ 変更の場合は、第 7 の 2 の (1) を第 7 の 2 の (5) とする。

(別紙様式 1 - 3 号)

国産果実加工需給安定化緊急支援対策事業実施状況報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長※ 殿

(住 所)
(事業実施主体名)
(代表者氏名)

印

果樹産業等構造回復緊急支援事業実施要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 生産第 1611 号生産局長通知）別記 1 の第 7 の 2 の（6）に基づき、別添のとおり事業実施状況を報告します。

※ 北海道にあつては農林水産省生産局長あて、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長あてとする。

(注) 別添は、様式 1 - 1 号の別添によることとする。

(別紙様式 1 - 4 号)

国産果実加工需給安定化緊急支援対策事業補助金実績報告兼精算支払請求書

番 号
年 月 日

県法人等理事長※ 殿

(住 所)
(事業実施主体名)
(代表者氏名)

印

果樹産業等構造回復緊急支援事業実施要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 生産第 1611 号生産局長通知）別記 1 の第 7 の 2 の（9）に基づき、別添のとおり補助金の実績を報告します。

なお、あわせて精算額として、下記により補助金の支払を請求します。

記

1 補助金精算払請求額

円

2 補助金精算払請求額内訳

事業内容	事業費	補助金精算払請求額	摘要
	円	円	
計			

(注) 別添として以下のものの写しを添付する。

(1) 領収書

(2) 事業実施主体の振込先口座名義、口座番号等を記載した書類

(別記2)

果樹産地高度化緊急支援対策事業

第1 趣旨

果樹産地に対し、品質向上、作業労力軽減、省資源化等に資する取組を支援することを通じ、果樹産地の競争力の強化を推進するとともに、果樹農家の経営の安定を図るため、要綱第4の4による特認事業として、緊急的な支援を実施することとする。

第2 事業内容

指定法人は、果振法第4条の4第2号に規定する都道府県法人又は県法人が設定されていない都道府県にあっては、要綱第3の2に定める都道府県の区域を区分とする農業協同組合連合会等の指定法人が適当と認める団体（以下「県法人等」という。）を通じて、以下の取組について助成することとする。

- 1 「果樹産地構造改革計画について」（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知）に基づく「果樹産地構造改革計画」（以下「産地計画」という。）に即した取組を行っている果樹産地協議会（以下「産地協議会」という。）において、産地計画に記載している果樹園面積に応じ、産地計画の実現を図る取組に係る経費について支援を行う。
- 2 平成19年度からの新たな果樹対策において、優良品目・品種への転換（改植又は高接。以下「改植等」という。）を行った農業者に対し、改植等面積に応じ、生産物の品質の向上等を図る取組に係る経費について支援を行う。

第3 事業実施主体

本事業の実施主体は、以下に掲げる要件をすべて満たす産地協議会とする。

- 1 代表者の定めがあること。
- 2 本事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、産地協議会としての意志決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、機材等の財産管理の方法及び責任者等を明確にした産地協議会の運営等に係る規約等が定められていること。

第4 事業実施期間

本事業の実施期間は、平成21年5月29日から平成23年3月31日までの期間とする。ただし、第2の2の支援について、平成21年度から22年度にわたって改植等を実施したものにあっては、平成23年5月31日までとする。

第5 採択要件

本事業の採択に当たっては、次に掲げる要件をすべて満たすこととする。

- 1 産地協議会において、産地計画が平成22年3月31日までに定められていること。
- 2 事業の取組に当たり、事業内容が産地計画の取組に即した内容であること。

- 3 第2の2の内容にあつては、平成19年度から平成21年度までに要綱第3の果樹経営支援対策及び国の補助による改植等の事業実施又は計画承認がなされ、かつ平成23年3月31日までに完了していること。

第6 補助対象となる経費等

- 1 本事業の対象となる経費及び補助率は、第2に掲げる経費における資材・機材購入費用に対し、
 - (1) 第2の1の産地協議会に対して、10アール当たり1,000円
ただし、導入できる資材・機材については、原則として経常的に使用する消耗品及び個別経営になじむトラクター等の農業用作業機械を除くこととする。
 - (2) 第2の2の改植等を実施した農業者に対して、10アール当たり5,000円
を定額支給することとする。ただし、本事業の下限面積は2アールとし、補助金の算出に当たっては、1,000円未満は切り捨てとする。
- 2 1の(1)の補助対象となる果樹園面積は、産地計画に記載してある計画策定時の現状の果樹園面積とする。なお、事業実施計画の提出時点において、別に客観的なデータに基づく果樹園面積がある場合においては、産地計画に記載の果樹園面積に代えて、当該面積を本事業の果樹園面積として適用することができることとする。
- 3 1の(2)の補助対象となる果樹園面積は、第5の3に基づく面積とする。
- 4 本事業の支援の対象となる経費は、本通知の施行日以降に導入した資材・機材を対象とする。

第7 事業実施計画

- 1 第5の3の要件に該当する農業者は、別紙様式2-1号を参考に、参加をしている産地協議会に事業申請書を提出することとする。
- 2 事業実施主体は、1により農業者から提出を受けた申請書の内容を確認し、別紙様式2-2号により事業実施計画書を作成し、地方農政局長（北海道にあつては生産局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）に提出し、その承認を受けることとする。なお、事業実施計画の提出の際には、国の補助により補助事業者として都道府県が実施した改植等事業の実施状況と事業実施計画の面積との整合について、あらかじめ都道府県による確認を受けてから提出することとする。
- 3 地方農政局長等は、2により提出された事業実施計画が妥当であると認めた場合には、それを承認し、事業実施主体に通知を行うこととする。
- 4 地方農政局長等は、3の通知を行った場合、その写しを指定法人に通知することとする。
- 5 指定法人は、4により通知された事業実施計画の写しを県法人等に通知することとする。

- 6 3の承認を行った後、補助金の増額による事業実施計画の変更が生じたときには、1から5に準じて変更手続を行うこととする。

第8 補助金の交付

- 1 事業実施主体は、第7の2による事業実施計画の承認の後、別紙様式2-3号により、補助金の交付に係る交付申請書兼支払請求書を作成し、県法人等に提出することとする。
- 2 県法人等は、1により提出があった補助金の交付申請及び支払請求を取りまとめ、別記様式2-4号により、指定法人に対して補助金の交付申請及び支払請求を行うこととする。
- 3 指定法人は、2により補助金の交付申請及び支払請求があった場合には、第7の3により承認された事業実施計画と照合の上、速やかに補助金の交付額を決定し、県法人等に通知することとする。また、併せて県法人等に対して補助金の支払を行うこととする。
- 4 県法人等は、3により補助金の交付決定及び支払があった場合には、速やかに事業実施主体に対して補助金の交付決定通知を行うとともに、補助金の支払を行うこととする。
- 5 事業実施主体は、4により第6の1の(2)の経費の補助金の支払があった場合には、速やかに該当農業者に対して補助金の支払を行うこととする。
- 6 第7の6により、事業実施計画の変更が行われた場合には、速やかに1から5に準じて変更交付手続を行うこととする。

第9 事業実施状況報告及び精算

- 1 事業実施主体は、別紙様式2-5号により事業実施状況報告書を作成し、平成23年5月31日までに地方農政局長等に提出することとする。
- 2 地方農政局長等は、1により提出された事業実施状況報告の内容を確認し、その写しを指定法人に通知することとする。
- 3 指定法人は、2により事業実施状況報告の提出があった場合には、内容を確認し、速やかに補助金の額を確定することとし、県法人等に対して2により通知された事業実施状況報告の写しを通知するとともに、補助金の額の確定通知を行うこととする。なお、補助金に残余额が生じた場合にあっては、速やかに事業実施主体に返納させるよう併せて県法人等に通知することとする。
- 4 県法人等は、3により補助金の額の確定通知を受けた場合には、速やかに事業実施主体に対して補助金の額の確定通知を行うとともに、指定法人から補助金の残余额について返納させるよう通知があった場合には、事業実施主体に補助金の返納について通知することとする。
- 5 事業実施主体は、4により残余额の返納通知を受けた場合には、定められた納付期限までに納入することとする。

第10 事務の委任

事業実施主体は、本事業に定める補助金事務の一部を、生産出荷団体等へ必要に応じて委託することができることとする。

第11 成果

事業実施主体は、産地計画の点検及び評価に当たり、本事業の取組による成果の内容を反映させることに努めることとする。

別紙様式 2 - 1 号

年 月 日

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇産地協議会
会長 〇〇〇〇 殿

住 所
農業者名

印

果樹産地高度化緊急支援対策事業の申請について

果樹産業等構造回復緊急支援事業実施要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 生産第 1
6 1 1 が号農林水産省生産局長通知）別記 2 の第 7 の 1 に基づき、別添のとおり申請し
ます。

（注） 別添として、果樹産地高度化緊急支援対策事業申請書を添付する。

果樹産地高度化緊急支援対策事業申請書
(果樹経営支援対策事業等による優良品目・品種への改植等実施面積当たりの支援)

1 果樹経営支援対策事業実施分

実績報告提出時期			改植等実施面積	補助金	備考
平成	年	月	m ²	/	
平成	年	月	m ²		
平成	年	月	m ²		
合計			m ²	円	

- 注:1 「実績報告提出時期」欄は、事業対象となる果樹経営支援対策事業の果樹経営支援対策整備事業実施報告提出月を記入する。
 2 「改植等実施面積」欄は、果樹経営支援対策事業の果樹経営支援対策整備事業実施報告に基づき改植・高接を実施した面積を記入する。
 3 「補助金」欄は、「改植等実施面積」の合計に助成単価(5,000円/10a)を乗じた額とする(ただし、1,000円未満切り捨て)。

2 間接補助事業実施分

No.	事業名	事業実施主体名	実施年度	改植等実施面積	補助金	備考
1				m ²	/	
2				m ²		
合計				m ²	円	

- 注:1 「改植等実施面積」欄は、当該補助事業により事業実施主体が実施した改植等のうち、当該農業者分のみ面積を記入する。
 2 「補助金」欄は、「改植等実施面積」の合計に助成単価(5,000円/10a)を乗じた額とする(ただし、1,000円未満切り捨て)。

3 直接採択補助事業実施分

No.	事業名	事業実施主体名	実施年度	改植等実施面積	補助金	備考
1				m ²	/	
2				m ²		
合計				m ²	円	

- 注:1 「改植等実施面積」欄は、当該補助事業により事業実施主体が実施した改植等のうち、当該農業者分のみ面積を記入する。
 2 「補助金」欄は、「改植等実施面積」の合計に助成単価(5,000円/10a)を乗じた額とする(ただし、1,000円未満切り捨て)。

4 合計

改植等実施面積	補助金	備考
m ²	円	

注:「改植等実施面積」「補助金」欄は、1、2及び3の合計値の計とする。

年 月 日

〇〇農政局長^{*1} 殿

住所
事業実施主体名
代表者氏名 印

果樹産地高度化緊急支援対策事業の実施計画の（変更）承認申請について

果樹産業等構造回復緊急支援事業実施要領（平成21年5月29日付け21生産第1611号農林水産省生産局長通知）別記2の第7の2^{*2}に基づき、別添のとおり事業計画の（変更）承認を申請します。

- （注） 1 別添として、果樹産地高度化緊急支援対策事業実施計画書を添付する。
2 変更の場合には、事業実施計画の承認通知があった事業の内容と変更後の事業の内容と容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載する。

※1 北海道にあつては農林水産省生産局長あて、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長あてとする。

※2 変更の場合は、第7の2を第7の6とする。

果樹産地高度化緊急支援対策事業実施計画書（実施状況報告書）

都道府県名
事業実施主体名
担当者氏名
電話番号
FAX
メールアドレス

1 総括表

(1) 産地計画に記載された果樹園面積当たりの支援

果樹園面積 (a)	助成枠 [上限] (円)	導入(予定) 資材・機材	事業費 (円)	補助金 (円)	残余额 (円)	受益 農家数 (人)	備考

- 注：1 「果樹園面積」欄は、原則として産地計画に記載されている計画策定時の現状の果樹園面積を記入する。
2 「助成枠[上限]」欄は、果樹園面積に助成単価（1,000円/10a）を乗じた額とする（ただし1,000円未満切り捨て）。
3 「導入(予定)資材・機材」欄は、主なものを3つ記入する。
4 「事業費」欄は、2の(1)の「事業費」の合計額を記入する。
5 「補助金」欄は、「助成枠[上限]」と「事業費」のいずれか低い額を記入する。
6 「残余额」欄は、実施状況報告時において、補助金の計画値と実績値に差のある場合に記入する。
7 「受益農家数」欄は、2の(1)の「受益農家数」の合計人数を記入する。
8 実施状況報告に当たっては、実施計画と金額・数量等が変わる場合は、計画値を上段に括弧書きで、実績値を下段に記入する。

(2) 果樹経営支援対策事業等による優良品目・品種への改植等実施面積当たりの支援

改植等実施面積 (㎡)	補助金 (円)	該当農家数 (人)	備考

- 注：1 「改植等実施面積」「補助金」「該当農家数」欄は、2の(2)のエの値を記入する。
2 実施状況報告に当たっては、実施計画と金額・数量等が変わる場合は、計画値を上段に括弧書きで、実績値を下段に記入する。

2 事業の内容等
別紙のとおり

3 添付書類

実施計画には以下の(1)、(2)、(3)及び(6)、実施状況報告には(4)、(5)及び(6)を添付する。

- (1) 規約等の写し（産地協議会としての意志決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、機材等の財産管理の方法及び責任者等を明確にした産地協議会の運営等に係ることを定めたもの）
- (2) 産地計画
- (3) 果樹経営支援対策事業、間接補助事業、直接採択補助事業による改植・高接の実施（完了）が確認できる以下の資料
 - ア 当該（平成19年度、20年度、21年度の補助金支払いごと）果樹経営支援対策整備事業産地総括表（実績報告）の写し
 - イ 当該（平成19年度、20年度、21年度）間接補助事業実績報告書（抜粋：鏡文、財産管理台帳）の写し
 - ウ 当該（平成19年度、20年度、21年度）直接採択補助事業実績報告書（抜粋：鏡文、財産管理台帳）の写し
- (4) 補助金交付決定通知書の写し
- (5) 産地協議会が導入した資材・機材の領収書の写し
- (6) その他地方農政局長等が必要と認める書類

(別紙)

2 事業の内容等

(1)産地計画に記載された果樹園面積当たりの支援

都道府県名	産地協議会名

No.	導入資材・機材	規格	数量	単位	単価(円)	事業費(円)	受益農家数(人)	備考
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
	合計							

注:1「規格」欄は、代表的なものを一つ記入し、2つ以上ある場合は〇〇〇〇〇〇他と記入する。

2「単位」欄は、台・本・㎡等を記入する。

3「単価」欄は、消費税及び地方消費税を含む金額とする。

4「事業費」欄は、「数量」×「単価」とする。

5「受益農家数」欄の合計は、延べ人数とする。

(2) 果樹経営支援対策事業等による優良品目・品種への改植等実施面積当たりの支援

都道府県名	産地協議会名

ア 果樹経営支援対策事業実施分

No.	農業者名	実績報告提出時期	改植等実施面積	補助金	備考
1	(住 所) (氏 名)	平成 年 月	m ²	/	
		平成 年度 次分	m ²		
		平成 年 月	m ²		
		平成 年度 次分	m ²		
		合計	m ²		
2	(住 所) (氏 名)	平成 年 月	m ²	/	
		平成 年度 次分	m ²		
		平成 年 月	m ²		
		平成 年度 次分	m ²		
		合計	m ²		
3	(住 所) (氏 名)	平成 年 月	m ²	/	
		平成 年度 次分	m ²		
		平成 年 月	m ²		
		平成 年度 次分	m ²		
		合計	m ²		
4	(住 所) (氏 名)	平成 年 月	m ²	/	
		平成 年度 次分	m ²		
		平成 年 月	m ²		
		平成 年度 次分	m ²		
		合計	m ²		
5	(住 所) (氏 名)	平成 年 月	m ²	/	
		平成 年度 次分	m ²		
		平成 年 月	m ²		
		平成 年度 次分	m ²		
		合計	m ²		
6	(住 所) (氏 名)	平成 年 月	m ²	/	
		平成 年度 次分	m ²		
		平成 年 月	m ²		
		平成 年度 次分	m ²		
		合計	m ²		
7	(住 所) (氏 名)	平成 年 月	m ²	/	
		平成 年度 次分	m ²		
		平成 年 月	m ²		
		平成 年度 次分	m ²		
		合計	m ²		
合計	人		m ²	円	

- 注: 1 「実績報告提出時期」欄は、事業対象となる果樹経営支援対策事業の支援対象者ごとの果樹経営支援対策整備事業実施報告提出月及び産地協議会が県法人等に申請した時期(1次分、2次分、3次分のいずれか)を記入する。
 2 「改植等実施面積」欄は、果樹経営支援対策事業の支援対象者ごとの果樹経営支援対策整備事業実施報告に基づき改植・高接を実施した面積を記入する。
 3 「補助金」欄は、「改植等実施面積」の合計に助成単価(5,000円/10a)を乗じた額とする(ただし、1,000円未満切り捨て)。
 4 「備考」欄は、果樹経営支援対策事業産地総括表(実績報告)の支援対象者ごとに該当する園地番号を記入する。

イ 間接補助事業実施分

No.	農業者名	事業名	事業実施主体名	実施年度	改植等実施面積	補助金	備考
1					m ²		
					m ²		
	合計				m ²	円	
2					m ²		
					m ²		
	合計				m ²	円	
3					m ²		
					m ²		
	合計				m ²	円	
4					m ²		
					m ²		
	合計				m ²	円	
5					m ²		
					m ²		
	合計				m ²	円	
6					m ²		
					m ²		
	合計				m ²	円	
合計	人				m ²	円	

注: 1 「補助金」欄は、「改植等実施面積」に助成単価(5,000円/10a)を乗じた額とする(ただし、1,000円未満切り捨て)。

2 「補助金」欄の合計は、各事業者ごとの「補助金」の計とする。

3 「備考」欄に、実施要領第7の1のなお書きの都道府県による確認を受けた証として、「確認済」と記入する。

ウ 直接採択補助事業実施分

No.	農業者名	事業名	事業実施主体名	実施年度	改植等実施面積	補助金	備考
1					m ²		
					m ²		
	合計				m ²	円	
2					m ²		
					m ²		
	合計				m ²	円	
3					m ²		
					m ²		
	合計				m ²	円	
合計	人				m ²	円	

注: 1 「補助金」欄は、「改植等実施面積」に助成単価(5,000円/10a)を乗じた額とする(ただし、1,000円未満切り捨て)。

2 「補助金」欄の合計は、各事業者ごとの「補助金」の計とする。

エ 合計

該当農家数	改植等実施面積	補助金	備考
人	m ²	円	

注: 「該当農家数」「改植等実施面積」「補助金」は、(2)のア、イ及びウの合計値の計とする。

年 月 日

県法人等
理事長 殿

住所
事業実施主体名
代表者氏名

印

果樹産地高度化緊急支援対策事業補助金（変更）交付申請書兼支払請求書

果樹産業等構造回復緊急支援事業実施要領（平成21年5月29日付け21生産第1611号農林水産省生産局長通知）別記2の第8の1*に基づき、別添のとおり補助金の（変更）交付を申請するとともに、金 円について請求します。

記

- 1 補助金交付額
 今回交付額
 前回交付額
 計

2 今回交付額内訳

(1) 産地計画に記載された果樹園面積当たりの支援

果樹園面積 (a)	助成枠 [上限] (円)	事業費 (円)	補助金 (円)	備考

(注)：事業実施計画書に基づき記入する。

(2) 果樹経営支援対策事業等による優良品目・品種への改植等実施面積当たりの支援

改植等実施面積 (m ²)	補助金 (円)	備考

(注)：事業実施計画書に基づき記入する。

3 添付書類

事業実施主体名の振込口座名義、口座番号等を記載した書類

※ 変更の場合は、第8の1を第8の6とする。

別紙様式 2 - 4 号

年 月 日

(財) 中央果実生産出荷安定基金協会
理事長 殿

住所
県法人等
代表者氏名 印

果樹産地高度化緊急支援対策事業補助金（変更）交付申請書兼支払請求書

果樹産業等構造回復緊急支援事業実施要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 生産第 1
6 1 1 号農林水産省生産局長通知）別記 2 の第 8 の 2*に基づき、別添のとおり補助金の
（変更）交付を申請するとともに、金 円について請求します。

記

補助金交付額

今回交付額
前回交付額
計

（注）別添として、別紙様式 2 - 3 号の写しを添付する。

※ 変更の場合は、第 8 の 2 を第 8 の 6 とする。

年 月 日

〇〇農政局長* 殿

住所
事業実施主体名
代表者氏名

印

果樹産地高度化緊急支援対策事業の実施状況報告

果樹産業等構造回復緊急支援事業実施要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 生産第 1611 号農林水産省生産局長通知）別記 2 の第 9 の 1 に基づき、別添のとおり実施状況を報告します。

なお、残余额は 円です。

- (注) 1 別添として、果樹産地高度化緊急支援対策事業実施状況報告書（別紙様式 2 - 2 号の別添に準じる。）を添付する。
- 2 なお書きについては、補助金の残余额がある場合は別添の 1 の（1）の残余额を記入することとし、補助金の残余额がない場合は「なお、残余额はありません。」と記入する。
- ※ 北海道にあつては農林水産省生産局長あて、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長あてとする。